

北見市地域防災計画修正（案）に対する
パブリックコメント実施結果について

公表資料

1. 意見募集期間 令和元年12月25日（水）～令和2年1月24日（金）31日間

2. 資料閲覧場所 （1）市ホームページ
（2）市役所桜町仮庁舎、まちきた大通りビル4階（案内）、
各総合支所・支所・出張所等15ヶ所

3. 意見提出者数及び件数 1人 25件

4. 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数				1	1

5. 意見の処理状況

区分	処理内容	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	2
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	9
C	計画に盛り込まないもの	5
D	その他、質問、要望、意見等	9
	計	25

6. 意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	区分	市の考え方
1	市民全員に関わる大事な修正（案）、 どうして北見市パブリックコメント手 続き実施要綱の第5条を守って実施しな かったのか明確な回答を	D	【ご意見として承ります】 修正項目を勘案し、北見市パブリック コメント手続き実施要綱第5条に基づ き、適切な案及び資料の公表に努めたと ころであります。
2	豪雨・暴風雨（台風ふくめて）・高潮 等は気象精度があがり、数日前から危険 の呼び掛けが可能になってきている中 で、早期避難や早期対策本部の設置が可 能になってきている。市として早期避難	D	【ご意見として承ります】 本市における災害対策本部の設置、避 難勧告等の発令は、ホットラインによる 気象台や国・道からの情報や専門的な助 言を踏まえ総合的に判断して設置及び

	(前日を含む)の呼び掛けや早期の対策本部設置の考えはあるのか回答を		発令の判断をしております。今後も円滑、確実な避難行動を確保するため防災関係機関と連携を図り、迅速かつ正確な情報収集に努めます。
3	タイムラインを常呂自治区の次に留辺蘂自治区に、そして、北見・端野につくる考えはあるのか。留辺蘂自治区は無加川上流で豪雨がきたらすぐに大きな被害が予想されるので急ぐべきと考える。明確に回答を	D	【ご意見として承ります】 常呂川下流地区水害タイムラインは、2019年7月、試行版が完成し運用を開始しているところです。今後、試行版を活用し、実践や訓練を重ね見直すべき点や課題等を取り入れながら、他の地域においても協議を重ねていく必要があると考えております。
4	(本編新旧対照表案1ページ) SDGsの3-11-13に5も付加すべき	C	【計画案に盛り込まないもの】 北海道地域防災計画に基づきSDGsの主に1.(貧困をなくそう)11.(住み続けられるまちづくりを)13.(気候変動に具体的な対策を)の達成に資するものとします。
5	(本編新旧対照表案1ページ) 第3期北見市地域福祉計画との関わりも明記する。	C	【計画案に盛り込まないもの】 関連諸計画については、北見市地域防災計画の下位計画及びマニュアルであり、第3期北見市福祉計画は該当しないことから、明記しないこととします。
6	(本編新旧対照表案6ページ) 平時の備え(2)非常持出品にヘルプカード、服用薬を付加する。	A	【計画に盛り込むもの】 ご意見を踏まえ、平時の備え(2)非常持出品()内に、常備薬を付加します。
7	(本編新旧対照表案6ページ) 平時の備え(7)に「要配慮者の日常的把握の取り組み」を付加する。	B	【計画案に盛り込み済み】 この度、「要配慮者への配慮」から「町内会等における要配慮者への配慮」と修正しており、ご意見の趣旨は包含しております。

8	(本編新旧対照表案 8 ページ) 災害対策本部の設置は豪雨・暴風雨(台風)等の早期避難(前日含む)を前提としたものに修正	B	【計画案に盛り込み済み】 災害対策本部設置基準、風水害で特別警報が(大雨・暴風・高潮・波浪)が発表されたときとあり、ご意見の趣旨は包含しております。
9	(本編新旧対照表案 11 ページ) 第2の2行目に「早期避難の取組」を付加する。	C	【計画に盛り込まないもの】 第2は気象等に関する警報及び火災気象通報等について発表、伝達等の記載であります。
10	(本編新旧対照表案 14 ページ) 周知の措置に防災行政無線を入れる	A	【計画に盛り込むもの】 ご意見を踏まえ、周知の措置の記載中、「スピーカーによる放送」を「防災行政無線(同報系)」とします。
11	(本編新旧対照表案 24 ページ) 普及・啓発及び教育の方法1(1)教育の方法に「カ 避難所運営や避難所宿泊体験を行う」と付加する	B	【計画案に盛り込み済み】 1(2)教育の内容カ「その他必要な事項」があり、ご意見の趣旨は包含しております。
12	(本編新旧対照表案 24 ページ) 2. 一般市民に対する防災知識の普及(1)普及の方法に「オ. 避難所生活や宿泊体験の訓練を行う」を付加する。	B	【計画案に盛り込み済み】 (1)イ各種防災訓練の参加普及(2)普及の内容オ避難場所、避難経路、避難生活、その他避難対策に関することとあり、ご意見の趣旨は包含しております。
13	(本編新旧対照表案 24 ページ) 第1訓練実施機関 訓練は災害予防責任者が「意図的計画的に訓練計画を作成し」に修正する。	B	【計画案に盛り込み済み】 訓練計画は災害予防責任者が自主的に作成するものであり、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練実施に努め、訓練後の評価も行き必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めることと文言修正しております。

1 4	(本編新旧対照表案 25 ページ) 市（総務部）の災害時における物資の確保の文中に「段ボールベット・間仕切り」を付加する。	B	【計画案に盛り込み済み】 60 ページ(12)4 行目に「良好な生活環境の継続的な確保」、「段ボールベットの早期導入」について記載があり、意見の趣旨は包含しております。
1 5	(本編新旧対照表案 25 ページ) 市（本部事務局、都市建設部）はの 2 行目「設置し、」の後に「内容の充実を図り」を付加する。	B	【計画案に盛り込み済み】 市（本部事務局）の行において、「災害時に必要とされる資機材の設備充実を図るとともに」となっており、ご意見の趣旨は包含しております。
1 6	(本編新旧対照表案 27 ページ) (5) 指定避難所の運営の最後の行のあとに、「毎年指定避難所の責任者と自主防災組織や町内会等の関係者の打ち合わせを行う」を付加する。	D	【ご意見として承ります】 避難所運営の原則は避難者と施設管理者、避難所担当の市職員との合議制により運営されます。ご意見のように、避難所運営の中核となるような町内会等の関係者との事前の打ち合わせは重要であり、今後、下位計画にて精査してまいります。
1 7	(本編新旧対照表案 28 ページ) 避難所が浸水地域にあつたり、4 月から無くなるのもある。再検討が必要では。	D	【ご意見として承ります】 浸水想定区域外へ避難するのに相当の時間を要する場合があります。浸水想定区域内の避難所については、建物上方の階層を活用することにしております。また、避難所として指定している建物が無くなるなどの場合は、その都度、指定の見直しを図ってまいります。
1 8	(本編新旧対照表案 28 ページ) 推定最大値では、留辺蘂自治区の人口のわずかしかな避難所に入れたい、どのようにするのか。又、他自治体に避難所を設けてもどうやって避難するのか。	D	【ご意見として承ります】 留辺蘂自治区の人口は 5,919 人（令和元年 12 月末現在）であり、指定避難所は 13 箇所、受け入れ可能人数は 6,190 人となっております。また、避難所が浸水する恐れのある場合など、十分な災害想定を行い、必要に応じ近隣市町村の協力も得ながら適切に指定緊急避難所を設けるという趣旨であります。

19	(本編新旧対照表案 29 ページ) 市防災行政無線を 4 自治区に設置の考えはあるか。また、他の方法で平成 31 年 3 月内閣府 (防災担当) が出した避難勧告等に関するガイドラインにそうことができるかと具体的に考えているのか。理由も回答を	D	【ご意見として承ります】 市防災行政無線につきましては、4 自治区に設置されております。なお、ご質問にある国のガイドラインや関連法令、北海道地域防災計画の見直しを踏まえ、修正を行うものです。
20	(本編新旧対照表案 30 ページ) 避難者台帳 (名簿) の行「保管が望ましい」を「保管する」に修正する。	C	【計画案に盛り込まないもの】 避難所開設時に避難所担当の市職員が避難者台帳 (名簿) 様式を持参いたしますので、保管することが望ましいといたします。
21	(本編新旧対照表案 30 ページ) 2 要配慮者利用施設 の行「介護保険法等の」に「介護保険法、障がい者総合支援法等の」と障がい者総合支援法を付加する。	B	【計画案に盛り込み済み】 介護保険法等の関係法令に基づきと記載しており、ご意見の趣旨は包含しております。
22	(本編新旧対照表案 30 ページ) 避難行動要支援者名簿の作成、定期的な更新は大事なことです。作成にあたって町内会等の相談をしないと力にならないので、そこまで考えているか。又、定期的な更新とは具体的にどれくらいか。明確に回答を	D	【ご意見として承ります】 避難行動要支援者名簿登載者は、平常時から自身の情報を提供する事に同意されている方々であり、名簿作成にあたり、町内会等と相談をすることには至っておりません。なお、名簿の更新は毎年行うこととしております。
23	(本編新旧対照表案 32 ページ) 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置の後に、5 として「指定避難所に多言語に対応できる翻訳機を配置する」を追加する。	D	【ご意見として承ります】 貴重なご意見であり、4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置に係る詳細事項として、今後、下位計画にて精査してまいります。
24	(本編新旧対照表案 60 ページ) (8)「適切な措置を講ずるよう努めるものとする」を「適切な措置を講ずる」と修正する。	C	【計画案に盛り込まないもの】 北海道地域計画に準拠しており、民生委員やボランティア組織等に対して求めるものであり「努めるものとする」との記載が適当であると考えます。

25	<p>(本編新旧対照表案 61.65 ページ)</p> <p>61 ページ 3 指定避難所における業務及び 65 ページ 5 指定避難所等の防疫指導の内容は不十分であり、「避難してきた方の健康管理、医療、乳幼児と母や子どもたちの支援、高齢者や障がい者支援、体をうごかさず取り組み、孤立をふせぐ取り組み、心のケア他、被災者に寄り添う専門職を中心に取り組む相談窓口を設ける。又、在宅被災者への支援の取り組みを行う」を付加する。</p>	B	<p>【計画案に盛り込み済み】</p> <p>60 ページ(12)指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保にて専門家等との情報交換、医師や看護師による巡回による避難者の健康状態や衛生状態の把握、(14)男女双方の視点等に配慮する(15)避難所に滞在することができない被災者対策、65 ページ第 5 では、市内衛生管理組織等との連携、北見保健所の指導を受け実施する消毒等の内容があり、ご意見の趣旨は包含しております。</p>
----	---	---	--